

# あさか手話だより



ありがとう

発行 年4回（春号・夏号・秋号・冬号）

## 春号

2021-4

No.38

## 市設置手話通訳者が全開庁時間対応可能になりました

4月から、市役所障害福祉課に常駐する設置手話通訳者は、市役所の開庁時間内すべて対応できるようになりました。

市役所庁舎内や保健センターでの相談・手続き、また、「家に書類が来たけど、意味がわからないので手話で説明してほしい」「電話通訳を頼みたい」といった内容にも対応しています。

これまで通り、予約は不要です。障害福祉課に行って手話通訳者を呼ぶか、他の課の窓口で手話通訳を呼んでほしいとお願いしてください。

（2名とも対応中の時には、お待たせすることもあります）



【対応時間】 **平日 午前8時30分～午後5時15分**

（正午～午後1時を除きます）

お問い合わせ

朝霞市障害福祉課

☎048-463-1598【直通】

FAX 048-463-1025

### 実施報告

## モンキー高野さんの講演会を行いました！

手話フレンズ代表であり、テレビやCMなどでも活躍中のモンキー高野さんをお迎えして、2月20日（土）に「朝霞市日本手話言語条例講演会」を行いました。

「LGBTとは?!」をテーマに、とても分かりやすく、ユーモアを交えてお話いただきました。モンキーさん自身、オンラインでなく会場で行う講演会はとても久しぶりだったとのことで、講演後「お客様の顔を見ながら講演できてとても楽しかった」とおっしゃっていました。参加者からも「楽しくて、あっという間の2時間だった」「手話もLGBTのことももっと勉強したいと思った」など、多くのご感想をいただきました。

定員よりも座席数を減らし、ご参加いただいたみなさまにも検温・消毒などの新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただき、無事に終了することができました。本当にありがとうございました。



### 朝霞市登録手話通訳者試験の実施について

あさか手話だより No.37 で「登録手話通訳者試験 受験者募集」のご案内をしましたが、緊急事態宣言発令などの影響により4月の実施を見送りました。

登録手話通訳者試験は8月以降を予定しています。詳細は、次号のあさか手話だよりでご案内する予定です。



## 要約筆記者養成講座助成金交付のお知らせ

埼玉聴覚障害者情報センターが実施する要約筆記者養成講習会の受講に対し、交通費を助成いたします。(先着順。社協が認める区間に限る)。朝霞市在住・在勤であり、埼玉県、朝霞市において要約筆記者として活動の意思のある方を対象にしています。

情報センターに講習会受講申し込みをしていただき、受講決定後、社協HPまたは社協窓口で配布している申請書にご記入のうえ、情報センターからの『受講決定通知書』を添えて、社協に提出してください。



【令和3年度 埼玉県要約筆記者養成講習会（手書きコース、パソコンコース）】  
 講習会日程：令和3年5月19日（水）～令和4年2月2日（水） 全51回  
 会場：埼玉県障害者交流センター（さいたま市浦和区大原3-10-1）  
 受付期間：4月1日（木）～30日（金） 郵送（当日消印有効）または持参  
 受講申し込み：埼玉聴覚障害者情報センター（さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館）  
 電話：048-814-3351 FAX：048-814-3352

## 手話通訳者等派遣事務所からのお知らせ

緊急時にも手話通訳を依頼することができます

派遣事務所の閉まっている時間帯（休日・深夜など）で、急な病気や交通事故に遭ったなどの緊急時には、以下の施設で手話通訳の派遣を依頼することができます。通報する際、または窓口で「手話通訳者を呼んでほしい」と伝えてください。

（手話通訳者が来られない時もありますのでご了承ください）

◎朝霞警察署 ◎埼玉県南西部消防本部  
 ◎TMG あさか医療センター ◎朝霞厚生病院 ◎塩味病院



ゴールデンウィークについて **【派遣事務所の休み】5月1日（土）～5月5日（水）**

閉所期間中もFAX・メールによる依頼は可能です。

ただし、依頼に対する返信は5月6日（木）以降となります。



お問い合わせ

朝霞市社会福祉協議会  
手話通訳者等派遣事務所

☎048-486-2479【直通】  
FAX 048-486-2473

## 手話通訳派遣実績 12月～3月（件）

	生活	医療	教育	職業	社会参加	法務	緊急対応	その他	合計
12月	6	25	6	0	2	1	0	3	43
1月	5	22	1	3	4	1	0	3	39
2月	5	20	2	1	5	0	0	0	33
3月	12	29	8	1	1	0	0	0	51

## 手話通訳派遣の際の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、手話通訳派遣の際には下記の対応をとらせていただきます。利用者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ①医療機関への通訳を依頼する際には、日にち、場所、時間と、派遣内容（受診する科、症状、発熱の有無など）を必ずお知らせください。
- ②手話通訳を行う際、マスクやフェイスシールド、マウスシールド等を着用する場合があります。



発行 朝霞市社会福祉協議会（手話通訳者等派遣事務所）

住所 朝霞市大字浜崎51番地の1 朝霞市総合福祉センター内

FAX 048(486)2473 TEL 048(486)2479

（ホームページでは情報を随時更新しています。  
ぜひご覧ください）



## 案内図

